

# 社会問題としての「非行」

— 社会的意味の観点から —

木 芳 樹 (東京大学大学院)

はじめに

今日少年非行の現状、あるいは研究に對して、以下の3点についてが問題提起がなされてきた。

(1) 最近の家庭内暴力・校内暴力など少年の暴力非行を念頭にふいた「見えにくい制度」(觀念の情性系)としての「子育て」>「教育」の問題である。さらには、それに囚われしことから至する人間の深層のリアリティにふいた「メッセ」のメセージの欠如(厚内書に見られる)。(中村雄二郎「問題群としての「子育て」」世界1981、「制度としての「子育て」」毎日新聞、1981. 4.)

(2) 社会学的非行理論と一般の人々のリアリティとの乖離。「社会学的非行理論が主として打ち立てた基礎との間に、何か一種の断絶があることを否定しきれない寂しさを感ずる」

(細井洋子「非行の社会学的理论」犯罪社会学研究、vol 4、1979)

(3) 非行研究が原因論的枠組に強く拘束されてあり、そもそも非行とは何かという根本的問題が十分考えられていない。「少年たちが行なう連続行動と云うか、20才未満のものが行った法律違反行為と云うか、それはたゞ言葉を入れ替えただけであって、何ら非行の本質を説明するものではない」

(大村英昭「非行の解説」、少年補導、1980)

以上の問題提起は、それぞれ(1)人間の深層リアリティへの無理解、(2)研究リアリティと日常リアリティとの乖離、(3)非行の社会的意味への無関心、として要約できる。個別にこれらの問題を検討するためには、多大の知識社会学的作業が要請されることになるが、本稿では、これらの問題提起を踏まえ、非行という社会現象に社会的意味の観点から接近する。その利点は、前述した問題提起に間接的にだけあるが答えることだけでなく、さらには、社会問題としての非行の存在基礎を明確にし得ることにある。

## I 社会学における連続の社会的意味への接近

社会学での連続研究の潮流は、様々ながらも存在するが、連続の社会的意味を小目録を採ったものが多い。

い。二つの社会的意味とは、研究者による定義にかかわらずともなく、一般の人々の共有のものであり、最も深層に位置する諸感情を中核とする意識を指すものである。

## (1) ラベリング・アプローチ

ここでは、連続の行為を小目録に内在する性格ではなく、それに對する他者の社会的反応(response)の産物として把握され、社会的反応の内面が一般社会の側の連続の社会的意味として扱われる。分析時に社会的反応は、(1)社会対応(societal reaction)、(2)社会的統制(social control)とに区別され、前者は「人々もしくは集団の差別の定義の意味伝達と承認の態度の公的表出」をその要素としてあり、後者は「孤立化、隔離化、科罰、組織的処遇」といった具体的形態をとり他者の反応である。(阿部田陽子、犯罪研究 vol 4、1974)

本稿の問題とすべきは社会対応にかかわるものであり、特にその基礎部を指す意味の問題である。ラベリング・アプローチのこの側面は、権力関係・価値の葛藤を背景とした法規範の形成(H.S.ベッカー)、社会問題の自然史(natural history)(H.ブルマー、J.キツエ)などの分析として扱われており、その内容がかなり奥深いであり、シンボリックの意味の側面自体は留保しておくと思われ。

## (2) 現象学的社会学・エスノメソドロジー

連続の意味自体を問題として取り上げたのが、現象学的社会学・エスノメソドロジーの立場である。J.D.ダグラス、A.V. シフレルらの公的処遇機関の研究は、官庁統計に含みこみ暗黙・恣意性などの批判を目標とするのではなく、公的処遇組織内での日常的活動において、連続(自殺・非行)のフォーマルな意味が、道徳の意味の構成より解釈図式などに通じて、いかに容観的の事象として固定化されるかという、この側面から分析にかかわるものである。ただし、これらの分析では、一般社会の側の意味ではないという点と、具体的状況における意味の構成というミクロ・レベル(社会的統制の次元)での分析が中心となつていく点、さらには、状況を超えた深層での意味の問題を扱う点については、本稿での社会的意味と異なる。

非行研究に関して言えば、社会対応次元で一般の

人々の社会的意味という問題は、非行の可視性、社会的許容度、非行観、ステレオタイプ、規範意識などとの関連が実証的に扱われようとしている。本稿では社会的意味もこのように関連するものであろうが、より深層の意味(感情)に着目したい。

### II. 非行の社会的意味の内実

最近の大々的青少年の暴力非行に関する社会の側の過剰反応は、その目的や意味を必要とするところ、菊地和典・大村英昭らは指摘する。

#### (1) 非行統計の吟味

両者共に、統計解釈の仕方への疑問

#### (2) 社会の側の情緒的・感情的表出

危機感という極めて情緒的・感情的表出(菊地)

社会全体の共同意識(世論)の鋭敏化(大村)

最後に、このように文脈が異なると、多くの調査・実証家からの指摘

#### (3) 一般社会の側の非行少年・非行に対する非難・排除感情の存在

これらの事例は、その内容は異なるものの、表層の意識とは異なる深層での意識(感情)の存在を示すものと言える。このことは、暴力非行など突出した非行に付随する感情ではあるものの、程度の差こそあれ、全ての非行に対する社会的意味の深層に位置するものと考えられる。この感情や意識がここで問題として扱う非行の社会的意味の内実である。ここで持論の中心は、この感情の表出は、個々具体的な行為・行為者ではなく、一般の・抽象的次元にかけられるものであるという点である。この感情が一方で社会全体の過剰なステレオタイプの最大のネグティブという(村上重文1979)とともに、社会問題としての非行の存在基盤をなすものと言える。

### III 社会の側の否定的・情緒的感情的源泉と論理

#### 一 抑圧的制裁の観点から一

一般の人々の意識の深層には、前述した否定的・情緒的感情的存在することを示したが、その源泉と性格に関しては、E・デュルケームの逸脱研究(「自殺論」ではなく「社会分業論」)が参考となる。これは非行ではなく犯罪を、道徳と法との一致を前提とする点の案において、その一般化には問題があると思われがち、ここでは、様々な逸脱の異なる社会的意味を問題とするのではなく、そのように共通すると思われ深層の意味(感情)を論じている点に、参考と得る。つまり、多様な逸脱現象への社会の側の感情の源泉と

性格は、程度の差こそあれ、共通する要素を念正のものと考えたことが出来る。

#### (1) E・デュルケームにおける抑圧的制裁の社会的性格

彼はまず、犯罪及び道徳的事実の本質は、行為に内在するものではなく外在的なもの、つまりそれが社会の側に惹き起こる情緒的反作用に求める。そしてその実証的研究の対象として法(社会的制裁)を取り上げる。特にここで議論と関連するのは、抑圧的制裁を伴う準則にかかわることである。要点のみを取り出すとして、この社会の側の反作用の起源は、集合意識であり、報復的感情がその本質的特徴とされた。ここで重要なのは、この反作用をもたらすものが、具体的な行為以上に、反材状態の表出であり、それへの反作用も情緒的性質を有する点である。さらに、情緒的性質が故に、それは純粋に人間的利益次元以上の性格(非合理的)を帯びるという点である。これは、E・シマートの「社会反応」(Societal reaction)の性格とパウルセンである。「社会は犯罪そのものではなく、犯罪による惹起された反社会的な「表出・情緒・力」を対して「表出・情緒・力」をもつて戦う、すべては精神的領域において行われる」という和貝がある。(ただし、デュルケームの分析に対し、道徳と法との一致の前提、道徳の絶対的性質の仮定、集合意識の曖昧性などの批判がなされている)

以上の論点は、前述した非行への社会の側の否定的感情的表出といったものの起源と性格を示唆する。これは、個々具体的な行為・行為者への反応というよりは、非行一般といふ抽象的次元での感情の表出であり、社会(一般の人々)が非合理的領域に根ざすものである。デュルケームの場合には、さらに論を進め、犯罪(逸脱)の道徳的統合機能まで示唆する。(同様の視点は、R・アスコット、K・エリクソンらに継承され、ここでは認知的秩序と道徳的秩序を区別する問題は残る。一応「抑圧的制裁」と「儀礼的制裁」の区別は必要と思われる。)

ここで重要な点、社会の側の非行への反作用の本質は具体的なもの以上に、シニフィアンなものであり、そこには報復的・制裁的感情が常に付随する点がある。ただし、その起源と性格がどのようなものであることも、デュルケームはその内的論理に関しては、明らかなにない。

#### (2) 社会的感情の内的論理と社会的基盤

##### 一 責任をめぐって一

(作田昭一「責任の進化」参考)

(略)